

家計急変世帯向け奨学のための給付金制度のご案内

1. 制度の概要

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対する、奨学のための給付金の制度がありますが、災害等により家計が急変し、収入が激減した世帯に対して新たに家計急変世帯向け奨学のための給付金が支給されます。

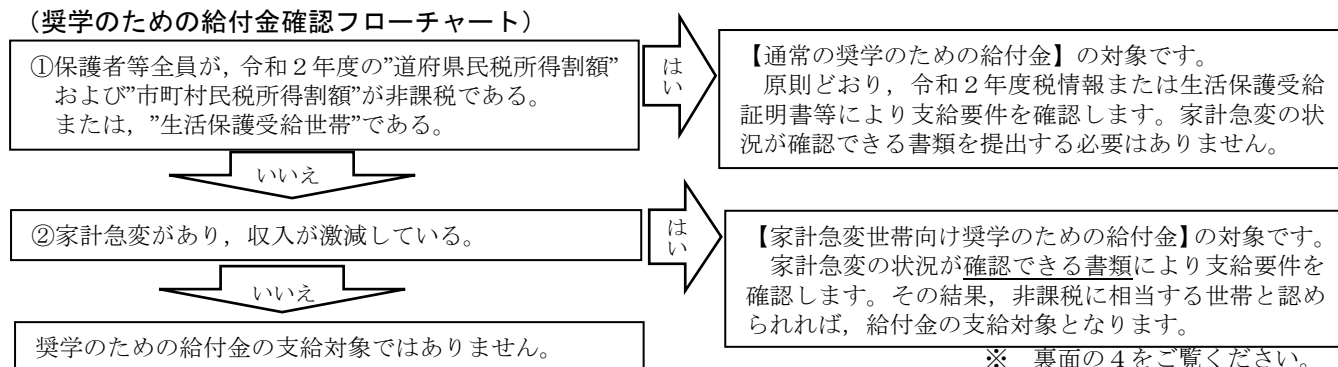
この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

<家計急変とは>

保護者等が失職等による収入の減などのため、収入状況が急変して高校生等の教育に必要な経費の支出が困難となった場合を指します。ただし、災害などに起因しない定年退職などの場合は対象外となります。

なお、家計急変世帯としての給付金は、下記、「2. 支給要件」を満たす方が対象となります。

(奨学のための給付金確認フローチャート)



2. 支給要件

基準日時点で以下の全てに該当する場合、支給対象となります。

基準日は、原則として令和2年7月1日となります。ただし、令和2年7月1日以降に家計が急変した世帯が給付金を申請する場合は、申請のあった月の翌月1日が基準日となります。

- “高等学校等就学支援金”， “学び直し支援金” または “専攻科修学支援金” の受給資格者であること。

※特別支援学校高等部の生徒の場合、支給対象外

※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等は除く）が措置されている生徒の場合、支給対象外

- 保護者等が茨城県に在住していること。

※保護者等が茨城県外に在住している場合の申請先などについては、学校事務室へお問い合わせください。

- 家計急変後の保護者等の世帯が、“保護者等全員が、道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯” であること。

・非課税に相当すると認められる世帯の目安

家計急変後の1年間の年収見込額を推計し、支給対象となるか判断します。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込(目安)	約200万円以下	約220万円以下	約270万円以下	約320万円以下

※世帯員数がこの表に該当しない場合は、学校事務室へお問い合わせください。

- 基準日に在学していること。

※高校生等が休学している場合の取扱いについては、学校事務室へお問い合わせください。

- 高校生等1人につき、各年度1回（全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回）の支給回数上限に達していないこと。

ただし、学び直し支援金の受給資格者の場合、全日制は追加で1回、定時制・通信制は追加で最大2回支給できます。また、専攻科の生徒の場合、支給回数上限は通算2回となります。

5. 支給額【高校生等1人あたり】

○令和2年7月までに家計が急変した世帯の場合（年額）

区 分		通信制以外	通信制
道府県民税所得割額および 市町村民税所得割額が非課税 に相当すると認められる世帯	第1子	84,000円	36,500円
	第2子以降	129,700円	
専攻科に通う生徒の場合		36,500円	36,500円

○令和2年7月1日以降に家計が急変した世帯の場合

上表の年額を12で除して得た額に、申請があった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和3年3月までの月数を乗じて得た額（端数切捨）

※例…令和2年8月10日に家計が急変した世帯が第1子単価の支給を受ける場合の支給額

（9月～3月） → 7ヶ月間 …… $84,000円 \times 7 / 12 = 49,000円$

※「奨学のための給付金 対象者及び給付額等確認シート」も併せてご確認ください。

6. 家計急変の状況を確認するための書類について

家計急変の状況を確認し、家計急変発生後1年間の年収見込みを推計するため、以下のような書類の提出が必要です。また、より詳しい状況の確認のため、必要な書類を追加で提出いただく場合があります。

①家計急変の理由が確認できる書類

例…離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃(休)業届 など

②家計急変前の収入および家計急変後の収入が確認できる書類

例…課税証明書の写し等（家計急変前）、会社の給与支払見込証明書、税理士または公認会計士が作成した事業収支が確認できる書類 など（家計急変後）

③世帯構成が確認できる書類

例…扶養親族分の健康保険証の写し、その他世帯構成が確認できる書類 など

7. 支給時期の目安

申請後、2～3か月程度かかる予定です。（審査状況により前後する可能性があります）

8. 申請方法

支給を受けるには、毎年、申請の手続きが必要です。申請しなければ給付金は受けられません。申請方法は、保護者等が在住する都道府県によって異なります。

茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書に記入後、必要書類を添付し、定められた期限までに学校へ提出してください。